

平成30年4月25日
原子力安全対策課
(30-06)
<17時資料配付>

新型転換炉原型炉ふげんの原子炉設置変更許可について

このことについて、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から下記のとおり連絡を受けた。

記

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は、ふげんの使用済燃料について、海外再処理を視野に検討を進め、技術的な目途がついたことから、「使用済燃料の処分の方法」について記載内容を変更することとし、平成30年2月28日、原子力規制委員会に対して、原子炉設置変更許可申請を行った。

この申請に対し、本日、原子力規制委員会から原子炉設置変更の許可を受けた。

添付資料：新型転換炉原型炉ふげん原子炉設置変更の許可内容について

問い合わせ先（担当：内園） 内線 2362・直通 0776(20)0315
--

新型転換炉原型炉ふげん原子炉設置変更の許可内容について

ふげんの使用済燃料については、海外再処理を視野に検討を進めた結果、技術的な目途がついたことから、「使用済燃料の処分の方法」について記載内容を変更することとし、2月28日に原子炉設置変更許可の申請を行い、4月25日に許可を受けた。

○「使用済燃料の処分の方法」の記載内容の変更

変更前：「使用済燃料は、当事業団再処理施設にて再処理を行なう。」

変更後：「使用済燃料は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行う。」

(参考)

原子炉設置変更許可申請に係る経緯

平成 30 年 2 月 28 日	日本原子力研究開発機構は、原子炉設置変更許可申請書を原子力規制委員会に提出
平成 30 年 3 月 13 日	日本原子力研究開発機構は、原子炉設置変更許可申請書の補正書を原子力規制委員会に提出
平成 30 年 3 月 20 日	原子力規制委員会は、当該設置変更許可申請に対する審査の結果の案を取りまとめ、原子力委員会、文部科学大臣、経済産業大臣への意見聴取の実施を決定
平成 30 年 4 月 25 日	原子力規制委員会は、原子力委員会、文部科学大臣および経済産業大臣への意見聴取の結果等を踏まえ、日本原子力研究開発機構に対し、原子炉設置変更を許可